# (傍線部分は有線テレビジョン放送法施行規則からの改正部分)○有線 一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成二十三年総務省令第●号)

項第二号に掲げるものに限る。)を定めることを目的とする。 「国第二号に掲げるものに限る。)を定めることを目的とする。 「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放下「法」という。)第百三十二号。以第一条 この省令は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以第一章 総則	第一章 総則(第一条・第二条)  第二章 有線放送設備の技術基準 第一節 通則(第三条—第八条) 第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第九条—第十三条) 第三節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第二十一条—第二十五条) 第五節 標準衛星デレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第二十一条—第二十三条) 第五節 標準衛星デレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件(第二十一条—第二十三条) 第二章 雑則(第二十六条)  附則  附則	省令案	
事項を定めることを目的とする。	第一章 総則 (第一条・第二条) 第二章 施設 第二章 施設 第二章 施設 第二章 施設 第二節 技術基準 第二新 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の二—第二十六条の五) 第三款 標準衛星デレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の二—第二十六条の七) 第三款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の六・第二十六条の十) 第五款 削除 第五款 標準第星デジタルカンビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の八—第二十六条の十四の二—第二十六条の十八) 第七款 標準デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の十四の二—第二十六条の二十二) 第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件 (第二十六条の八十四の二)第二十六条の十八) 第一章 雑則 (第三十五条—第四十一条)	現行省令①(有線テレビジョン放送法施行規則)	(傍線部分は有線
とする。   要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的第八十五号。以下「法」という。)   の規定を施行するために必第一条   この規則は、電気通信役務利用放送法(平成十三年法律(目的)	第二章 総則(第一条・第二条) 第二章 登録(第三条—第十一条) 第二章 登録(第三条—第十一条) 第二章 技術基準 第一節 通則(第十六条—第二十条) 第二款 標準等レビジョン放送方式による有線役務利用放送第二款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十二条) 第五款 制除 第五款 削除 第七款 標準等ジタルテレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件(第二十二条) 第五款 制除 第五章 雑則(第三十条—第三十五条の八)	現行省令②(電気通信役務利用放送施行規則)	(篠部分は有篠テレビジョン放送法施行規則からの改正部分)

(定義)

(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)において使用する用第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則 語の例によるほか、 次の定義に従うものとする。

の有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うため

生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン付加する装置(受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再 増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。 信の場所(前置増幅器の場所を含む。)にあるもの及びこれに 出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送「「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電 送の受信に必要な設備を含む。)をいう。

レビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、 有線テ

も近接するものをいう。以下同じ。)であつて、受信者端子に最続させる設備をいう。以下同じ。)であつて、受信者端子に最々(光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接 を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージ 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波

(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含をいう。以下同じ。) であつて、引込線を接続するためのものジャである場合にあつては、クロージャ内の光ファイバの先端 む。)をいう。 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフがクロー

タップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の において同じ。)までの間(有線放送設備のヘッドエンドからからすべての中継増幅器(引込線に介在するものを除く。次号 方式のみである場合にあつては、ヘッドエンドからタップオフ 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンド

(定義)

第二条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものと する。

事業者のテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又「同時再送信」とは、放送事業者又は電気通信役務利用放送 更を加えないで同時にこれらを再送信する有線テレビジョン は電気通信役務利用放送を受信し、そのすべての放送番組に変 放送をいう。

送信をいう。 「義務再送信」とは、法第十三条第一項の規定による同時再

をいう。

器及び録音再生装置を除く。)をいう。 場所(前置増幅器の場所を含む。)にあるもの及びこれに付加する装置であつて、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の 波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出」「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送のために電磁 置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅 する装置(受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装

設」という。)の端子であつて、有線テレビジョン放送の受信」「受信者端子」とは、有線テレビジョン放送施設(以下「施 設備に接するものをいう。

う。以下同じ。)であつて、受信者端子に最も近接するものを の先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をい る機器又は施設の線路に介在するクロージャ(光ファイバをそ 「タップオフ」とは、施設の線路に送られた電磁波を分岐す

(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含をいう。以下同じ。) であつて、引込線を接続するためのものジャである場合にあつては、クロージャ内の光ファイバの先端 む。)をいう。 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフがクロー

合にあつては、ヘッドエンドからタップオフまでの間)のもの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場 同じ。)までの間(施設のヘッドエンドからタップオフまでのての中継増幅器(引込線に介在するものを除く。次号において 「幹線」とは、施設の線路であつて、ヘッドエンドからすべ

第二条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うもの

者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信-六 「同時再送信」とは、他の電気通信役務利用放送事業 し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信す る有線役務利用放送をいう。

三 「自主放送」とは、同時再送信以外の有線テレビジョン放送

十七 「自主放送」とは、同時再送信以外の有線役務利用放 送をいう。

十八 「ヘッドエンド」とは、有線役務利用放送のために電 く。)をいう。 面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除 ョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画 送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジ に送出する装置であって、当該有線役務利用放送の主たる 磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路

十九 「受信者端子」とは、有線役務利用放送設備の端子で あって、有線役務利用放送の受信設備に接するものをい

う。 下同じ。)であって、受信者端子に最も近接するものをいおいて他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以備の線路に介在するクロージャ(光ファイバをその先端に 送られた電磁波を分岐する機器又は有線役務利用放送設 「タップオフ」とは、有線役務利用放送設備の線路に

場合は、その端子を含む。)をいう。 ァイバの先端をいう。以下同じ。)であって、引込線を接 がクロージャである場合にあっては、クロージャ内の光フ 続するためのもの(タップオフの端子が受信者端子となる 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフ

務利用放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間 するものを除く。次号において同じ。)までの間(有線役 の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである て、ヘッドエンドからすべての中継増幅器(引込線に介在 「幹線」とは、有線役務利用放送設備の線路であっ

までの間)のものをいう。

- 中継増幅器からすべてのタップオフまでの間のものをいう。七 「分配線」とは、幹線以外の有線放送設備の線路であつて、
- からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。八 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子
- をその出力端子に接続した場合のものをいう。つて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであーマイル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値の
- いう。 項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式を 項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式を 十 「デジタル有線テレビジョン放送方式」とは、第十一条第三
- T.1 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタう。)のうち、地上基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。)のうち、地上基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。」「標準デジタルテレビジョン放送に関する送信の標準方式(平ジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビ
- 準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係るものに「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標係るものに準拠する方式をいう。ル放送の標準方式第五章第二節に規定する衛星基幹放送局に
- に係るものに準拠する方式をいう。 「標準テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン商業に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン放送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン放送信の標準方式(平成●は係るものに準拠する方式をいう。
- (デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第十四条(標準が送局に係るものに準拠する送信の標準方式のうち衛星レビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち衛星レビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式である。 に関する送信の標準方式 でき は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式 だった は標準テレビジョン・データを重放送に関する送信の標準方式 とは、標準でしてジョン・データを重放送に関する送信の標準方式 とは、標準でレビジョンが送りた。 に関する送信の標準方式 とは、標準でレビジョンが送りが、 に関する送信の標準方式 とは、標準でレビジョンが、 に関する送信の標準方式 とは、標準でレビジョンが、 に関する送信の標準方式 とは、標準でレビジョンが、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に関する送信の標準方式第上で、 に関する送信の標準方式第上で、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に関する送信の標準方式第上で、 に対して、 に対し、 に対して、 に対して、 に対し、 に対して、 に対して、 に対して、 に対し、 に対して、 に対して、 に対し、 に

をいう。

- に最も近接するタップオフまでの間のものをいう。- 「引込線」とは、施設の線路であつて、受信者端子からこれ

+

荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。あつて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負の一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたもので・一 「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値

**場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフまでの間)** 

- の間のものをいう。 の線路であって、中継増幅器からすべてのタップオフまでの線路であって、中継増幅器からすべてのタップオフまで、1十三 「分配線」とは、幹線以外の有線役務利用放送設備
- の間のものをいう。 って、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまで二十四 「引込線」とは、有線役務利用放送設備の線路であ

ない。 電波の受信の障害の少ない場所に設置するものでなければなら 第四条 同時再放送を行うための受信空中線は、受信しようとする (受信空中線)				章の定めるところによる。 一章の定めるところによる。 一章の定めるところによる。 一章の定めるところによる。 一章の定めるところによる。 一般放送の業務に第三条。法第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放送の業務に	第一節 通則	第二章 有線放送設備の技術基準	準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二 とする。) をいう。 をいう。
らない。 「会に変更にある。 らない。 「のではいない場所に設置するものでなければなり、 第十八条 同時再送信を行うための受信空中線は、受信しようとすのではない。	(一般的条件)			るところによる。 第十六条 法第四条第一項第二号の技術上の基準は、この節の定め(根拠)	第一款 通則	第二節 技術基準第二章 施設	
		ものとする。 第十六条 この節の規定は、有線役務利用放送設備に適用がある(適用の範囲)	第一款 通則第二節 衛星役務利用放送第二節 衛星役務利用放送	は、この章の定めるところによる。第十二条 法第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準(根拠)	第一節 通則	第三章 技術基準	

削除

ビジョン多重放送を行う放送局が無線設備を共用するテレビ をいう。以下同じ。)、テレビジョン多重放送にあつては当該テレ 同じ。)又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波 域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放 ビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送 ならない。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテ ぞれ同表の下欄に掲げる式により求められる値以上でなけれ レベルによる。)は、同時再送信を行うための受信空中線の出力 ョン放送(デジタル放送を除く。)にあつては映像信号搬送波 テレビジョン多重放送を行う放送局を開設している放送事業者 送又はテレビジョン多重放送の同時再送信については、この限り にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。)、 ぶん長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間) 「ン放送を行う放送局のテレビジョン放送の映像信号搬送波 施設区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又は テレビジョン放送(デジタル放送を除く。 (変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆう ル(変調包絡線の最高尖頭における映像信号搬送波のレベ ル(高精細度テレビジョン放送にあつては当該搬送波のレ 次の表の上欄に掲げる搬送波の区別に従い、 以下この項におい 標準テレビ

	_			_			_
備素 スは、出力調子の	映像信号搬送波	ツを超える周波数の	二 三〇〇メガヘル	像信号搬送波	ツ以下の周波数の映	一 三〇〇メガヘル	搬送波の区別
備老 7/1 出力堀斗の京林出力インピーダンス(単位オー			$54+1010g_{10}(Z\div75)$			$50+1010g_{10}(Z\div75)$	レベル

削除

削除

第十九条 義務再送信及び第二十九条第三号の有線テレビジョン ジョン放送方式(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送 準方式(平成六年郵政省令第四十七号)のうち、放送局に係るも 送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の 十年郵政省令第七十七号)又は標準テレビジョン・データ多重放 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式 ビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式 受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数 のに準拠する方式をいう。以下同じ。)又は標準デジタルテレビ 送に関する送信の標準方式(昭和五十八年郵政省令第二十三号) 放送(以下「義務再送信等」という。)を行う場合の送信の方式 それ以外の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を 関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デ シベル以下でなければならない。 (平成三年郵政省令第三十六号)、標準テレビジョン音声多重 (送信の方式) 受信者端子において、標準テレビジョン放送方式(標準テ 最悪月において九九パーセントの確率で(一)一四デ

(昭和

第二十条 削除 準拠する方式をいう。以下同じ。

ジタル放送の標準方式」という。)のうち、放送局に係るもの

。)となつていなければならない。

(ヘッドエンドの特性)

【削除】

機器に準用する。 から第三十七条の二十(アイ開口率)まで、第三十七条の二十 三号の有線テレビジョン放送に係る変調器及びこれに付加する び第三十七条の二十の八(許容偏差)から第三十七条の二十の十 八号)第三十七条の六(映像送信装置の特性)、第三十七条の七 (アイ開口率) までの規定は、 -七条の十五(左右分離度)まで、第三十七条の十七(許容偏差) (音声送信装置の特性)、 (許容偏差)から第三十七条の一 無線設備規則 第三十七条の九(許容偏差)から第三 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十 ヘッドエンドのうち第二十九条第 ティ 開口率)まで

第五条

こ3、こ19泉テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五る伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあつては、当該線路に介在できずりでし、 に介在するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられ置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線 送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装 五条 有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置 (光伝(使用する光の波長)

第二十二条 施設のヘッドエンドから受信用光伝送装置 (光伝送の(使用する光の波長) いて有線テレビジョン放送に使用する光の波長は、一、五三〇ナ送方式が光伝送の方式のみである場合にあつては、当該線路にお 在するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられる伝 あつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介 方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置で

(使用する光の波長)

第十六条の二 有線役務利用放送設備のヘッドエンドから受 じ。)までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同変換する機能を有する装置であって、かつ、光ファイバを用 のみである場合(次条第一項各号に掲げる有線役務利用放送 信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に

	【第三章 雑則 〈移動】	他の音響又はデータに障害を与えないものであること。伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を	三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下
		o 光を多重して の光を多重して	以下としなければ
二 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式(標準テレビジョンな送を除く。)に関送方式(標準テレビジョン・データ多重放送を使用する有線テレビジョンを活の原準方式第一を含む。)、標準テレビジョン・データ多重放送を使用する技信の標準方式第一を自己に関する送信の標準方式となっており、かつ、ルツを超え一二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局(高精細度テレビジョン・データ多重放送を関する送信の標準方式者しくは標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式を使用する放送衛星局(高精細度テレビジョン・データ多重放送を信の標準方式のうちかが、で、の高波数の電波を使用する放送衛星局(高精細度テレビジョン・データ多重放送を開する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送を関する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送を開する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送を開する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する場合は二十MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を方式第六条の三十二十条で表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表面が表	に障害を与えないものでなければならない。 に障害を与えないものでなければならない。 住用する電磁波を使用する施設で行われる他の有線放送の受信波が当該電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁第二十三条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途(使用する電磁波の条件)	他の音響又はデータに障害を与えないものであること。 伝送する場合にあつては、それぞれの光が互いに映像、音声その2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して	い。 ノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならな
一 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年 野政省令第四十号)第十九条に規定するものをいう。以下 同じ。)となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇 メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送 メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送 第一項第二号に規定するものをいう。以下同じ。)となっ ており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三 一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用 放送	ならない。	こと。	い。 トル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならなトル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならなり、投務利用放送に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメーを行う場合に限る。)にあっては、当該線路において当該有

(受信者端子間分離度)

磁波の当該一の受信設備に係る受信者端子におけるレベルと他 以上とすることができる。 ジョン放送等のみを行う有線放送設備にあつては、一五デシベル ルツから二二二メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビ いて、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、か 二五デシベル以上でなければならない。ただし、受信者端子にお の受信者端子における当該電磁波のレベルとの差をいう。)は、 つ、九○メガヘルツから一○八メガヘルツまで及び一七○メガヘ 受信者端子間分離度(一の受信設備から副次的に発する電

2 して接続する受信者端子間については、適用しない。 前項の規定は、それぞれ異なる受信用光伝送装置に引込線を介

2

三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョ となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三 する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。) ジョン放送方式(デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定 受信者端子において、 送信の方式が標準衛星デジタルテレビ

星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつて 方式(デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送衛 三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送 おり、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○六七・四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送

号により搬送波を変調する方式をいう。以下同じ。)となつて 数を使用する有線テレビジョン放送 おり、かつ、九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波 ン放送方式(第二十六条の十六第三項及び第四項に規定する信 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョ

ガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送 ン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メ 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョ

る電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定による において当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる前 ほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子 項各号に掲げる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響 を与えないものでなければならない。 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用す

2

(受信者端子間分離度)

第二十四条 受信者端子間分離度(一の受信設備から副次的に発す テレビジョン放送のみを行う施設にあつては、一五デシベル以上 メガヘルツから二二二メガヘルツまでの周波数を使用する有線 り、かつ、九○メガヘルツから一○八メガヘルツまで及び一七○ において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつてお と他の受信者端子における当該電磁波のレベルとの差をいう。) る電磁波の当該一の受信設備に係る受信者端子におけるレベル は、二五デシベル以上でなければならない。ただし、受信者端子 とすることができる

して接続する受信者端子間については、適用しない。 前項の規定は、それぞれ異なる受信用光伝送装置に引込線を介

> 三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務 となっており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツから一、 二十三条第一項第三号に規定するものをいう。以下同じ。) 利用放送 レビジョン放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル 受信者端子において、 送信の方式が標準衛星デジタルテ

四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放 おり、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○六七・ 放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第 一項第四号に規定するものをいう。以下同じ。)となって

なっており、かつ、九○メガヘルツから七七○メガヘルツ 信号により搬送波を変調する方式をいう。以下同じ。)と ジョン放送方式(第二十七条第三項及び第四項に規定する までの周波数を使用する有線役務利用放送 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビ

六 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビ 条に規定するものをいう。以下同じ。)となっており、 ジョン放送方式(有線テレビジョン放送法施行規則第十九 使用する有線役務利用放送 つ、九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を カュ

る電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定に 役務利用放送設備で行われる前項各号に掲げる有線役務利 信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線 よるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、 ならない。 用放送の受信に検知される影響を与えないものでなければ 前項各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用す 受

(受信者端子間分離度)

第十八条 有線役務利用放送設備の受信者端子相互間の分離 役務利用放送のみを行う有線役務利用放送設備」と読み替え 度については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十四条 有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。)」と、 るのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であって、 の規定を準用する。この場合において、「受信者端子」とあ るものとする。 「有線テレビジョン放送のみを行う施設」とあるのは「有線

日名 | 有泉汝送设備よ、入力耑子こおよ(受信者端子におけるその他の条件)

による受信に障害を与えないものでなければならない。 る受信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備第七条 有線放送設備は、入力端子における電圧定在波比が三であ

# (漏えい電界強度の許容値)

リボルト以下でなければならない。 放送設備から三メートルの距離において、毎メートル〇・〇五ミ筋八条 有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は、当該有線

ビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件二節(デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレ

#### (入力信号の条件)

第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。 第十四条及び第十八(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十四条及び第十八人をにおいて同じ。) における入力信号は、次の表の上欄に掲げる外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放務に限る。以下この条において同じ。) を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル有線テレビジーを行う放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子の同時再放送については、この限りでない。

送番組を受信し、そのデジタル 信号を <u>再放送</u> 又は送信する場合	よる <u>基幹放送、衛星一般放送</u> 又 は通信衛星経由で配信される放	・ アンタル放送の標準方式のう ち <u>衛星基幹放送局</u> に係るものに	再放送する場合	を受信し、そのデジタル信号を	ち放送局に係るものによる放送	- デジタル放送の標準方式のう		入力信号の区別
88) 符号による誤り訂 正前とする。)	×10 <sup>-8</sup> 以下(短縮化リ ードソロモン(24,1	最悪月でおいて九九パーセントの確率で1	誤り訂正前とする。)	4, 188) 符号による	化リードソロモン (20	1×10 <sup>-4</sup> 以下(短縮	誤り率	復調後におけるビット

(受信者端子におけるその他の条件)

る受信に障害を与えないものでなければならない。 信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備によ第二十五条 施設は、入力端子における電圧定在波比が三である受

# (漏えい電界強度の許容値)

でなければならない。 三メートルの距離において、毎メートル○・○五ミリボルト以下第二十六条 施設から漏えいする電波の電界強度は、当該施設から

ジョン放送を行う施設に係る条件第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビ

## (入力信号の条件)

#### 入力信号の区別 ち<u>放送衛星局</u>に係るものによる 再送信する場合 を受信し、そのデジタル信号を ち放送局に係るものによる放送 通信役務利用放送法施行規則 放送、衛星役務利用放送(電気 (平成十四年総務省令第五号) デジタル放送の標準方式のう デジタル放送の標準方式のう 二条第一号に規定する衛星役 製の影楽 188) 符号による誤り 誤り訂正前とする。) 4, 188) 符号による 化リードンロホン (20 復調後におけるビット 訂正前とする。 ×10-8以下(短縮化リ ペーセントの編巻に1 最悪月において九九 ドンロモン (204, 1×10-4以下(短縮

(受信者端子におけるその他の条件)

第十九条 有線役務利用放送設備の受信者端子に受信設備を第十九条 有線役務利用放送設備の場子であって、有線役務利用放送設備」と、「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備」と、「受信者端子」ととあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備」と、「受信者端子」とと読み替えるものとする。

# (漏えい電界強度の許容値)

は、「有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。条の規定を準用する。この場合において、「施設」とあるの強度については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六第二十条 有線役務利用放送設備から漏えいする電波の電界

利用放送設備に係る条件 第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務

#### (入力信号の条件)

第二十六条の二 デジタル有線テレビジョン放送方式による ロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同 と読み替えるものとする。 画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイク るもの及びこれに付加する装置 置であって、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあ は「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅 おいて、同条中「有線テレビジョン放送を行う」とあるのは 行規則第二十六条の十四の二の規定を準用する。この場合に の入力端子における入力信号は、有線テレビジョン放送法施 有線役務利用放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器 じ。)」と、 し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装 「有線役務利用放送を行う」と、「ヘッドエンド」とあるの 「当該施設区域」とあるのは「当該業務区域 (テレビジョン・カメラ、

訂正後とする。)	
×10 <sup>-11</sup> 以下 (誤り	
る場合にあしては、1	
り訂正方式を使用す	
(二) (一) 以外の誤	
する。)	
4以下 (誤り訂正前と	
あつては、1×10 <sup>-</sup>	
ジタル信号の場合に	
8) 符号を使用するデ	
ロモン (204, 18	再放送又は送信する場合
して觝縮化リードン	を受信し、そのデジタル信号を
(一) 誤り訂正方式と	三 一及び二以外のデジタル信号

(搬送波の周波数)

(十条) 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジャでない。

> 再<u>送信</u>又は<u>送信</u>する場合 ル信号を<u>再送信</u>又は<u>送信</u>する場 放送番組を受信し、そのデジタ を受信し、 又は通信衛星経由で配信される 及び二以外のデジタル信号 そのデジタル信号を する。) 4以下 (誤り訂正前と あしては、1×10-8) 符号を使用するデ る場合にあつては、1 り訂正方式を使用す ジタル信号の場合に ロモン (204, 18 訂正後とする。) ×10-11以下(誤り **人 函 鑑 イ リ ー ド ソ** 誤り訂正方式と (一) 以外の影

(搬送波の周波数)

第二十六条の十五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有第二十六条の十五 受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第二十六条の十七及び第二十六条の十八において同じ。)は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一○八メガヘルツを超え一七○メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総超ス四七○メガヘルツ未満の周波数を使用するよとが適当と認め務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増

幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)

第二十七条 (略)(搬送波の変調等)

【第二十八条の後に記載】

版学皮の変調等)

第二十八条受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テ (搬送波の周波数等) 役務利用放送(」と、「当該有線テレビジョン放送」とある同条第二項中「有線テレビジョン放送(」とあるのは「有線利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、 信者端子(有線役務利用放送設備の端子であって、有線役務 同令第二十六条の十五第一項中「受信者端子」とあるのは「受 ドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整 一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド(」とあるのは「ヘッ 第二十六条の十八において同じ。」とあるのは「以下この条 のは「当該有線役務利用放送」と、「第二十六条の十七及び レビジョン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、 定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テ 放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二 ら七七○メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用 レビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツか びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装 て、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及 において同じ。」と、同条第二項中「当該施設」とあるのは 十六条の十五、第二十六条の十七及び第二十六条の十八の規 「当該有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の十七第 変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であっ

五、七六一及び七六七メガヘルツ 六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七 三、六二九、六三五、六四一、六四七、 一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五 六五三、六五九、六六五、

われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければな 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行 らない。

## (搬送波の変調等)

ることをいう。) でなければならない。 値直交振幅変調とし、別図第一に示すキャリア変調マッピング (一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボルに変換す 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又は二五六

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、 六メガヘルツでなければならない。

送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げ る有線テレビジョン放送等のうちデジタル放送を行うための搬 る条件に適合するものでなければならない。 九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使用す

に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第七十一条第二項

| 項又は第七十三条、第二十三条第二項から第四項まで及び第五条から第八条まで、第十七条又は第七十四条、第二十三条第 をいう。以下同じ。)の役務の提供を受け、又はその対価とし らなければ受信することができないようにして行われる放送 払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によ る受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支 式を用いた放送(契約により、その放送を受信することのでき は「関連情報(有線テレビジョン放送等の受信者が限定受信方 他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるの 信することができないようにするために必要な情報及びその 放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受 放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が 内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として 七十二条の技術的条件に適合するものであること。この場合に おいて、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報(国 て有線テレビジョン放送等の業務を行う者が料金を徴収する デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第八十一条、第

> 三、六二九、六三五、六四一、 一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七 五、七六一及び七六七メガヘルツ 六四七、 、六五三、六五九、六六五、

の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他

2

### (搬送波の変調等)

第二十六条の十六 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又 ッピング(一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボルには二五六値直交振幅変調とし、別図第十一に示すキャリア変調マ 変換することをいう。)でなければならない。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、 六メガヘルツでなければならない。

3 九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使用す 波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げるる有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬送 条件に適合するものでなければならない。

規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十条第二項

他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるの信することができないようにするために必要な情報及びその 項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項まで及び第四 条から第八条まで、第十六条又は第四十三条、第二十一条第一 う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によら 受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払 を用いた放送(契約により、その放送を受信することのできる 放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受 放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が 内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として 有線テレビジョン放送事業者が料金を徴収するために必要な なければ受信することができないようにして行われる放送を は「関連情報(有線テレビジョン放送の受信者が限定受信方式 いて、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報(国 十一条の技術的条件に適合するものであること。この場合にお いう。以下同じ。)の役務の提供を受け、又はその対価として デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第五十条、第五

> とあるのは「有線役務利用放送(」と、同令第二十六条の十 とあるのは「A=49+101 o g10Z+75 (Zは、 下同じ。)」と、同条第二項中「有線テレビジョン放送(」 力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。 と、同表三の項下欄中「A=49+101og10Z…75」 役務利用放送と」と読み替えるものとする。 放送(」と、「有線テレビジョン放送と」とあるのは「有線 八中「有線テレビジョン放送(」とあるのは「有線役務利用 |当該施設」とあるのは |当該有線役務利用放送設備」

(搬送波の変調等) 二五六値直交振幅変調とし、別図第八に示すキャリア変調マ ッピング(一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボ ルに変換することをいう。)でなければならない。 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又は

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の 幅は、六メガヘルツでなければならない。

3 用する有線役務利用放送のうちデジタル放送を行うための 搬送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、 に掲げる条件に適合するものでなければならない。 九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十条第 次

項に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであ ること。 デジタル放送の標準方式第三条、第四条又は第五十条、

情報(有線役務利用放送の受信者が限定受信方式を用いたに告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるのは「関連 保護する受信装置によらなければ受信することができな ために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収する 第一項中「関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供 こと。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条 まで及び第四十一条の技術的条件に適合するものである 第五条から第八条まで、第十六条又は第四十三条、第二十 よらなければ受信することができないようにして行わ う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備に 放送(契約により、その放送を受信することのできる受信 いようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別 る放送をいう。以下同じ。)の役務の提供を受け、又はそ 設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払 一条第一項又は第四十二条、第二十一条第二項から第四項

及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」 と読み替えるものとする。 ければ受信することができないようにするために必要な情報 行う者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらな ために必要な情報、基幹放送事業者又は衛星一般放送の業務を

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第七十一条第一 ケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に 項の技術的条件に適合するものであること。この場合におい 規定するTSパケットとする。 フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパ て、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第二に示す多重

れる記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであ タル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送さ ドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジ 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッ

5 すとおりとする。 搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別図第三に示

#### (搬送波等の条件)

第十二条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビ 別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件 搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の ジョン放送方式となつており、かつ、九○メガヘルツから七七○ に適合するものでなければならなハ。 第

に近名でですの一方にオにオのプレ	
区別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(土) 二〇キロヘルツ以内
二 ヘッドエンド (ヘッドエン	(土) 三デシベル以内
ドを縦続接続している当該 <u>有</u>	
線放送設備にあつては、受信者	
端子直近のヘッドエンドとす	
る。以下この表において同じ。)	
の変調波の入力端子から受信	
者端子までの総合周波数特性	
(当該搬送波の周波数を含む	
六メガヘルツの周波数帯幅の	
範囲において、当該搬送波の周	
波数と等しい周波数の電磁波	

な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同よらなければ受信することができないようにするために必要 用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置に情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利 じ。)」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第一項 の技術的条件に適合するものであること。この場合において、 伝送信号を構成するTSパケットは、別図第十二に示す多重フ 定するTSパケットとする。 ット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規 レームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケ

タル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送さドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジ ること。れる記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであれる記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであ 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッ

4

示すとおりとする。搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、 別図第十三に

5

#### (搬送波等の条件)

げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げ 放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲 ら七七○メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン 線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツか3二十六条の十七 受信者端子において、送信の方式がデジタル有 る条件に適合するものでなければならない。

	※ 全 し
一 搬送波の周波数の許容偏差	(土) 二〇キロヘルツ以内
ニ ヘッドエンド (ヘッドエン	(土) 三デシベル以内
ドを縦続接続している当該 <u>施</u>	
設にあつては、受信者端子直	
近のヘッドエンドとする。以	
下この表において同じ。)の変	
調波の入端子から受信者端子	
までの総合周波数特性(当該	
搬送波の周波数を含む六メガ	
ヘルツの周波数帯幅の範囲に	
おいて、当該搬送波の周波数	
- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

と等しい周波数の電磁波のレ

下同じ。)」と読み替えるものとする。 な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以 なければ受信することができないようにするために必要 業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によら 放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業 者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事 の対価として有線役務利用放送を行う電気通信役務利用 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第

- 示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出 おいて、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第九に 条第一項第三号に規定するTSパケットとする。 力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三 一項の技術的条件に適合するものであること。この場合に
- 告示するものであること。 により伝送される記述子の構成については、 けるデジタル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号 ヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合にお 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又は 総務大臣が別に

に示すとおりとする。 搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、 別図第十

(二) 単一周波数による	いて同じ。)のレベルとの差	つて生ずる相互変調(二	同じ。)のレベルとの差
信以下	と言うの文字句話によるので限め、別図第十回でお	数の一百の回交数の同の回波数の組合中によ	と指し、この人にも指し、そことのに限る。別図第四においた
の多百枚2多ロで8ヶ下は 型図無十周を示す	大部分での一般である。 イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が 1 対象 1 が 1 対 1 対 2 対 2 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3 対 3	1、シェインニの残害校の人士諸子ない単価を指揮を担任を
(一) 「一次相互炎調によ」	一方 繋送波のアベアと妨害波(今ミバドンボの将舗はの 7	(一) 二次相互変調(二	カ
	)国		Ľ,
	以下この表の次の項及び八の		の表の次の項及び八の項並び
	として求められる値とする。		て求められる値とする。以下こ
(一) 三四デシベル以下	の差(搬送波のレベルを減数	(一) 三四デシベル以下	(
変調の場合にあつては、	てのものに限る。)のレベルと	変調の場合にあつては、	ものに限る。)のレベルとの差
式が二五六値直交振幅	周波数帯幅の範囲にあるすべ		数帯幅の範囲にあるすべての
(二) 搬送波の変調の型	数を含む五・三メガヘルツの	(二) 搬送波の変調の型	を含む五・三メガヘルツの周波
(一) 二六デシベル以下	であして、当該搬送波の周波	(一) 二六デシベル以下	であつて、当該搬送波の周波数
調の場合にあつては、	子から受信者端子までのもの	調の場合にあしては、	子から受信者端子までのもの
式が六四値直交振幅変	ν,	式が六四値直交振幅変	4
(一) 搬送波の変調の型	大 搬送波のレベルと雑音(へ	(一) 搬送波の変調の型	大 搬送波のレベルと雑音(へ
	レベルとの差		のレベルとの差
	テレビジョン放送の搬送波の		テレビジョン放送等の搬送波
	ン放送方式となっている有線		ン放送方式となっている有線
	也のデジタル有線テレビジ		他のデジタル有線テレビジョ
一〇デシベル以内	五 搬送波のレベルと隣接する	一〇デシベル以内	五 搬送波のレベルと隣接する
~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	別馬家で周凶。 の馬家政でよるものを深へ。 以下回じ。)		売電家で配図9の電象数でよるものを深く。以下同じ。)
一分間において、三デシ	四の機法波のフベルの変動(校の制作が対象を表現した。	一分間において、三デシージョン市	四の機法波のアベアの変動(交送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<sub>0</sub> (Z÷75)		<sub>0</sub> (Z/75)	
$B = 8 \ 1 + 1 \ 0 \ 1 \ o \ g_1$		$B = 8 \ 1 + 1 \ 0 \ 1 \ og_1$	
$_{0}$ (Z÷75)		o (Z/75)	
$A = 57 + 101 og_1$		$A = 57 + 101 og_1$	
の値以上Bの値以下		の値以上Bの値以下	
次に掲げる式によるA		次に掲げる式によるA	
※調の場合にあっては、		※調の場合にあっては、	
(一) 最为成为发现的生		(一) 最次数の変調の第一 共が二五六値直及振幅	
(一)			
$B = 8 \ 1 + 1 \ 0 \ log_1$		$B = 81 + 101 \circ g_1$	
$_{0}$ (Z ÷ 7 5)	をいう。以下同じ。)	o (Z/75)	う。以下同じ。)
$A = 49 + 101 og_1$	にわたして早払されたフベラ	$A = 49 + 101 og_1$	たして早込されたフベラをい
値以上Bの値以下	最大である約十分の一秒間)	値以上Bの値以下	大である約十分の一秒間) にわ
に掲げる式によるAの	い時間(通常、平均の電力が	に掲げる式によるAの	い時間(通常、平均の電力が最
調の場合にあっては、次	周期に比較してじゆうぶん長	調の場合にあしては、次	周期に比較してじゆうぶん長
式が六四値直交振幅変	ンて用いられる最低周波数の	式が六四値直交振幅変	いて用いられる最低周波数の
(一) 線送波の変調の型	三 柳沃波のレベル(麥調にお	(一) 繰送波の変調の型	= 柳送波のレベル(麥調にお
	ベルを基準とする。)		のレベルを基準とする。)

映像、音声その他の音響	十 その他の妨害波及びひずみ	映像、音声その他の音響	十 その他の妨害波及びひずみ
bは、搬送波の変調包絡線 の最低値における振幅と する。		bは、搬送波の変調包絡線 の最低値における振幅と する。	
の最高値における振幅とする。		の最高値における振幅とする。	
÷a) デシベル aは、搬送波の変調包絡線		/ a ] デシベル a は、機送波の麥調包絡線	
$201 \circ g_{10} ((a-b)$		201og <sub>10</sub> [(a—b)	
次に掲げる式による値が (一) 三〇デシベル以下	九 交流電源に起因する電磁波 による搬送波の変調度	次に掲げる式による値 が (一) 三〇デシベル以下	九 交流電源に起因する電磁波 による搬送波の変調度
	磁波のレベルとの差		レベルとの差
	十五において同じ。) による電		さいた同じ。)による電磁波の
	置成の人と指力さる文語も指 中中をのかので聞る 型図細		対のよのには、国際のはのはのにのようには、国際のはのには、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際のは、国際の
7	一		炭の区別(ヘジアエンドの後間)
別図第十五で示す値以	八 搬送波のフベスと当該搬送	別図第五で示す値以下	<ul><li>八 搬送波のフベスと当該搬送</li><li>ゴ・「1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.</li></ul>
		ては、(一) 三国デシ	
		幅変調の場合にある	
		式が二五六値直交振	
		ロ搬送波の変調の型	
		ル以下	
		は、(一) コホデッベ	
		変調の場合にあして	
		式が六四値直交振幅	
		イ 搬送波の変調の型	
		のとおりたあること。	
ベル以下		周波数帯幅において次	
ては、(一) 三四デシ		を含む六メガヘルツの	
幅変調の場合にあつ		は、当該搬送波の周波数	
式が二五六値直交振		*	
ロ 搬送波の変調の型		(二) 単一周波数による	
ア以下			
は、(一) コカデシベ		ては、別図第四で示す値	
変調の場合にあって		る妨害波の場合にある	
7		いう。以下同じ。)でよ	
イ 搬送波の変調の型		かいう。以下同じ。) を	
のとおりであること。		電磁波が発生する現象	
周波数帯幅において次		特性の非直線性により、	
を含む六メガヘルツの		場合において、増幅器の	
は、当該搬送波の周波数		福器 公回 時に 増幅 する	
妨害波の場合にあつて		以上の搬送波を一の増	

		幅の配囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差
		む五・三メガヘルツの周波数帯前(発展にオルト、バー・
		つて、当該搬送波の周波数を含
		ら段信者端子までのものであ
		信用光伝送装置の入力端子か
Li	(一) 四 五 デ シ ベ テ 以 下	二 搬送波のレベルと雑音(受
		の差
		てのものに限る。)のフベルと
		周波数帯幅の範囲にあるすべ
		波数を含む五・三メガヘルツの
		ものであつて、当該搬送波の周
		光伝送装置の入力端子までの
		変調波の入力端子から受信用
		フベラと雑酉(ヘシドエンドの
		法を用いて算出した搬送波の
	(一) 二八デシベル以下	一 総務大臣が別に告示する方
	条件	区別
_		二 受信用光伝送装置の入力端子

第十三条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビに掲げる条件に適合するものでなければならない。 で、いっかが送方式となっている有線テレビジョン放送等(九○メガベルツから七七○メガベルツまでの周波数を使用するものに関る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号である。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビがヨン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

と。
と
の
間隔は、
映像信号搬送波の下側にあつては四・二二七メガへルツ以上であるこルツ以上、
上側にあつては七・七二七メガへルツ以上であるこれツ以上、
上側にあつては七・七二七メガへルツ以上であるこれが
以当いが送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数ビジョン放送等の搬送波の周波数と対している有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョンが

ル以上(一) ハデシベル以下であること。
下、上側にあつては映像信号搬送波に対して(一) 二二デシベ下、上側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波なつているものに限る。) の搬送波の下側にあつては映像信号搬送波なつているものに限る。) の搬送波の下側にあつては映像信号搬送波が、ルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波が、ル以上(一) ハデシベル以下であること。

二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	※務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの反調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	図別   一 受信用光伝送装置の入力端子
(一) 四五デシベル以下	(一)二人デシベル以下	条件

一 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレー デジタル有線テレビジョン放送方式となっているものに限る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受のに限る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受のに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受のに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受のに限る。)とが隣接して同時に行われる場合において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送(九ッメガーンが表の十八) 受信者端子において、送信の方式がデジタル有第二十六条の十八 受信者端子において、送信の方式がデジタル有

上(一) 八デシベル以下であること。 上側にあつては映像信号搬送波に対して(一) 二二デシベル以上(ルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬ど波の下側にあつては映像信号搬びかべルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波のでいるものに限る。) の搬送波のレベルと映像信号搬送波のでジョン放送 (搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となビジョン放送 (搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となビジョン放送 (搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となどが回りが表現では、一) バデシベル以下であること。

ツ以上、上側にあつては七・七二七メガヘルツ以上であること。間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・二二七メガヘルビジョン放送の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数のビジョン放送の搬送波の周波数の

ベル以上 (一) 八デシベル以下であること。
以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して (一) 一六デシーのア、上側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送なつているものに限る。) の搬送波の下側にあつては映像信号搬送となつているものに限る。) の搬送波のレベルと映像信号搬送となつている有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送方式となつている有線テレーデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレーデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレーデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレーデー

ビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレ

(入力信号の条件) (入力信号の条件) (入力信号の条件)

ル以上 (一) 八デシベル以下であること。
下、上側にあつては映像信号搬送波に対して (一) 一六デシベ下、上側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号なつているものに限る。)の搬送波のレベルと映像信号搬送波なつているものに限る。)の搬送波のレベルと映像信号搬送波なっているものに限る。)の搬送波の下側にあつている有線テレビジョン放送 (搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調とビジョン放送 (搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調とビジョン放送 (本)

ジョン放送を行う施設に係る条件第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビ

(入力信号の条件)

再送信については、この限りでない。 「おきにおける当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時る。以下この条において同じ。」を行う放送局の放送区域外にある。以下この条において同じ。」を行う放送局の放送区域外にあいた誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域ット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域ット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域ット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域ット誤り率の値以下でなければならない。 というによりでは、この限りでない。

利用放送設備に係る条件第七款「標準デジタルテレビジョン放送方式による有線役務

(入力信号の条件)

第二十八条の二標準デジタルテレビジョン放送方式による有 規則第二十六条の十八の二の規定を準用する。この場合にお 線役務利用放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の 及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)」と、「当 文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器 該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこ 換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であって、当 ド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、 務利用放送」と、「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエン いて、同条中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役 入力端子における入力信号は、有線テレビジョン放送法施行 該施設区域」とあるのは れに付加する装置 (テレビジョン・カメラ、録画再生装置、 「当該業務区域」と読み替えるもの 変

入力信号の区別	復調後におけるビット誤り率	
ー デジタル放送の	1×10 <sup>-4</sup> 以下(短縮化リードソロ	
標準方式のうち放	モン (204, 188) 符号による誤	
送局に係るものに	り訂正前とする。)	
よる放送を受信し、		
そのデジタル信号		
を <u>再放送</u> する場合		
二 一並びにデジタ	(一) 誤り訂正方式として短縮化リ	
ル放送の標準方式	ードソロモン (204, 188) 符	
のうち衛星基幹放	号を使用するデジタル信号の場合	
送局に係るものに	にあしては、1×10 <sup>-4</sup> 以下(誤り	
よる <u>基幹放送、衛星</u>	訂正前とする。)	
一般放送及び通信	(二) (一) 以外の誤り訂正方式を	
衛星経由で配信さ	使用する場合にあつては、1×10	
れる放送番組以外	-11以下 (誤り訂正後とする。)	
のデジタル信号を		
受信し、そのデジタ		
ル信号を <u>再放送</u> 又		
は送信する場合		

(搬送波の周波数)

第十五条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビ第十五条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビ

(搬送波の周波数)

(搬送波の周波数等)

第二十九条 テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツ二十九条(受信者端子において、送信の方式が標準デジタル の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置 合して線路に送出する装置であって、当該有線役務利用放送 ッドエンド(」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放 設備」と、同令第二十六条の二十第一項の表二の項上欄中「へ 条第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送 あるのは「以下この条において同じ。」と、「当該有線テレ 十六条の十九第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端ン放送の」とあるのは「有線役務利用放送の」と、同令第二 する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョ 用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第 から七七○メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利 形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除 レビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、 送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混 ビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と、 二十六条の二十及び第二十六条の二十一において同じ。」と 送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、 子(有線役務利用放送設備の端子であって、有線役務利用放 二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定を準用 テ 同

(搬送波等の条件) (搬送波等の条件) (搬送波等の条件) (搬送波等の条件) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地	らない。 われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければなわれる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければな2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行2	一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、九一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一、六一七、六二八一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七二五、七六一及び七六七メガヘルツ
(搬送波等の条件)	の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他	一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、九一、五八七、五九三、五九九、六八五、六二九、六二五、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七八一、五八七、二五、七三一、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五二三、七六一及び七六七メガヘルツ
	送」と読み替えるものとする。	を育泉さいでジョン女生」とあるのは「白族育泉を寄刊目女は「有線役務利用放送と」と、同条第二項第一号中「当1010g10Z÷75(Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同令第二十六条の二十一中「有線テレビジョン放送(」とあるのは「A=47+1010名)とする。以下同じ。)」と、同令第二十六条の二十一中「有線テレビジョン放送(」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表三の項下欄中「Aは「当該有線役務利用放送設備」と、同表三の項下欄中「Aは「当該権設」とあるのく。)をいう。以下同じ。)(」と、「当該施設」とあるのく。)をいう。以下同じ。)(」と、「当該施設」とあるの

七 搬送波のレベルと妨害波(ヘッド 三次相互変調によるエンドの変調波の入力端子から受 妨害波の場合にあつて	は 場下 ま いのもの であって、 当成教法徴の周波教を含む五・パメガヘル 送波の周波教 特幅の範囲にあるすべ てのものに限る。) のレベルとの培 ( 議法波のレベルを演数として求	<ul> <li>共 義 は 成の ア へ ア べ 解 家 9 色 9</li></ul>	搬送波のレベルの変動 デ	が間)にわたつて半切されたレベル $B=81+101 \circ g$ をいう。以下同じ。) $_{10}(Z/75)$	Aの値以上Bの値以 Aの値以上Bの値以 A=47+101o 1o(Z/75)	機送液の周波数の許容偏差 以、へッドエンド(ヘッドエンドを縦 にあっては、受信者端子直近のペッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該機送波の周波数帯偏の範囲において、当該機送波の周波数帯偏の範囲において、当該機送波の周波数であり、当該機送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)
七 搬送波のエンドの	年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五年末数人、一様式数・フェ戦争と送機ドルを表の送機・ドル		参同)	   こし 必ず   な て の 再	1  旅行との子扱の機画
搬送波のレベルと妨害波(ヘッド エンドの変調波の入力端子から受	法接の周波教を含む五・六メガペル 法接の周波教を含む五・六メガペル ツの周波教帯幅の範囲にあるすべ てのものに限る。のレベルとの描 (機法接のレベルを演教として未 められる値とする。以下この表の次 められる値とする。以下この表の次 の項及び人の項並びに次項におい に同じ。)	標準デジタルティアご解決。の他の標準デジタルティアジョン技法方式となっている有様ティアジョン技法の表法後のアベルとの指数法後のアベルと雑音(ヘッドエ表法後の火調波の入力指子から保証ととなる。	療送波のレベルの変動	お問)におたして平均されたレベルをいう。以下同じ。)	MCNO NO N	機送波の周波数の許容偏差 機送波の周波数の許容偏差 へッドエンド(ヘッドエンドを総 続接続している当該施設にあって は、受信者端子直近のヘッドエンド とする。以下この表において同じ。) の変調波の入力端子から受信者端 子までの総合周波数特性(当該搬送 法)の周波数を周波数特性(当該搬送 被の周波数を周波数と等しい周波数の 搬送波の周波数と等しい周波数の 電磁波のレベルを基準とする。)

N.T.	又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差
(一) 四五デシベル	走 三 搬送波のレベルと雑音(保安装置
	イツの周波数帯幅の範囲にあるす べてのものに限る。)のレベルとの
	出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガへ
<u> </u>	装置まで、又は受信用光伝送装置の
(一) 二四デシベル	二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドのを調波のレベルと雑音(ヘッドエ
一分間において、三 デシベル以内	ー 搬送波のレベルの変動
条件	区別
出力端子	保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

_
受信用光伝送装置
旦
0)
入
力
刀端1
マ.

港	べてのものに限る。) のフベアとの	ルツの周波数帯幅の範囲にあるす	送波の周波数を含む五・六メガへ	端子ま での もの で あ し て 、 当 該 概	光伝送装置の入力端子から受信者	二 搬送波のレベルと雑音(受信用	のものに限る。)のレベルとの差	の周波数帯幅の範囲にあるすべて	波の周波数を含む五・六メガヘルツ	端子までのものであって、当該搬送	端子から受信用光伝送装置の入力	雑音(ヘッドエンドの変調波の入力	用いて算出した搬送波のレベルと	一 総務大臣が別に告示する方法を	区別	二 受信用光伝送装置の入力端子
					以下	(一) 四五デシベア							以下	(一) 二六デシベル	条件	
						[]				1-1		<b>N</b> 1		ļ		_

ビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等(九〇メる。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレる。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等(九〇メガ第十七条)受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビ第十七条

三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	二 機送波のレベルと雑音(ヘッドエン)での変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該機送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの	区別 一 搬送波のレベルの変動	一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子
(一) 四五デシベル 以下	(一) 二四デシベル 以下	条件 一分間において、三 デンベルロ内	出力端子

The second secon	
区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を	(一) 二六デシベル
用いて算出した搬送波のレベルと	以下
雑音(ヘッドエンドの変調波の入力	
端子から受信用光伝送装置の入力	
端子までのものであって、当該搬送	
波の周波数を含む五・六メガヘルツ	
の周波数帯幅の範囲にあるすべて	
のものに限る。)のレベルとの差	
二 搬送波のレベルと雑音 (受信用	(一) 四五デシベト
光伝送装置の入力端子から受信者	以下
端子までのものであって、 当該搬	
送波の周波数を含む五・六メガへ	
ルツの周波数帯幅の範囲にあるす	
べてのものに限る。) のレベアとの	
差	

第二十六条の二十一 受信者端子において、送信の方式が標準デジ が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放るものに限る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式(九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使用すタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送

に掲げる条件に適合するものでなければならない。ているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつ限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信ガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使用するものに

- と。 一標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレー 標準デジタルテレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数 ビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数
- つては六・一一九メガヘルツ以上であること。 機送波の下側にあつては五・八三五メガヘルツ以上、上側にありばジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の周波数帯の中央の周波数をいう。)の間隔は、デジタル有線テ周波数(当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数(当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有するどが多いが送りの搬送波の周波数とデジタルテレビジョビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョンが送方式となつている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレーでは、

合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでな

ている有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場

ければならない。

(+) 一八デシベル以下であること。 (+) 一八デシベル以下であること。 (+) 一八デシベル以下であること。 (+) 一八デシベル以下であること。

次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。式となつているものについては、映像信号搬送波とする。)は、波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方法(九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波数を使用す

- ツ以上、上側にあつては七・八六九メガヘルツ以上であること。間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・○八五メガヘルビジョン放送の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレ
- 「標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレー標準デジタルテレビジョン放送の搬送波の下側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波のレベルとビジョン放送の搬送波のレベルといりです。 標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレー 標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレー 標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレー 標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレー 標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレー
- ばならない。 では、次の各号に掲げる条件に適合するものでなけれいて、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつていて、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送と受信者端子にお放送方式となっている有線テレビジョン放送と受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン
- 六・一一九メガヘルツ以上であること。六・一一九メガヘルツ以上であること。六・一一九メガヘルツ以上であること。六・一一九メガヘルツ以上、上側にあつては下側にあつては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあつては変数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有は変数と方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっているでは、
- 一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波の大いとの完は、デジタル有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送の大びとなっている有線テレビジョン放送のか送方式となっている有線テレビジョン放送のか送が、四値直交振幅変調となっている有線テレビジョン放送のか送が、四値直交振幅変調となっている有線テレビジョン放送のか送が、四値直交振幅変調となっている有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあっている有線テレビジョン放送の搬送波の大びル以下であること。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波に対して (一) 八デシベル以上 版送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあってはデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送等の搬送波に対して(一) 八デシベル以上であること。

う有線放送設備に係る条件伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域

#### (入力信号の条件)

符号による誤り訂正前とする。)でなければならない。確率で1×10-s以下(短縮化リードソロモン(204,188) で、サイスので、大力による性のの、の、アエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の復の、の、アエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の復い、大力による人力による人力にジョン放送等を行う場合、十八条 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝統・特別では、一次のでは、一次では、一次のでは、一次では、一次のでは、一次には、一次のでは、一次では、一次

#### (搬送波の周波数)

第十九条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテリーがある他の有線放送の受信に障害を与えないものでなけれて、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合には、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合には、次の周波数は、出まが、かつ、一、○三五・○五メガレビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガルビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガルで行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

○八及び一、四七一・四四メガヘルツ
一、四九・四八、一、二十、二、四二三・九・六四、一、三一八・○○、一、三九四・七二、一、四三三・一六四・五六、一、二〇二・九二、一、二四一・二八、一、二七一八四、一、一二六・二〇、一、一、〇八と・八四、一、一二六・二〇、一、一

であること。 一点準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとで差ね、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送方の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送方の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送方の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送方の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあっては、デジタル有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョンが送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波の大口であること。

行う施設に係る条件域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送を第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯

#### (入力信号の条件)

#### (搬送波の周波数)

第二十六条の九 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○タルテレビジョン放送が強送でかり、かつ、一、○三五・○合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行合において、その周波数は、当該周波数の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が標準衛星デジカれる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければなり、かつ、一、○三五・○ タルテレビジョン放送方式となっており、かっている。

二七九・六四及び一、三一八・○○メガヘルツ一、○四九・四八、一、○八七・八四、一、二○二・九二、一、

構に係る条件構は伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設第四款標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広

#### (搬送波等の条件)

置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装 中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利あるのは「有線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の八 同令第二十六条の九中「受信者端子」とあるのは「受信者端 用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又 ョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」と までの規定を準用する。この場合において、 数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビ タルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、○三五・ 子(有線役務利用放送設備の端子であって、有線役務利用放 は「第二十六条の二及び第二十八条の二において同じ。」と、 四の二及び第二十六条の十八の二において同じ。」とあるの 置を除く。)をいう。以下同じ。)」と、「第二十六条の十 は混合して線路に送出する装置であって、当該有線役務利用 ジョン放送法施行規則第二十六条の八から第二十六条の十 五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波 域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・ 数を使用する有線役務利用放送設備又は送信の方式が広帯 ○五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジ 「有線テレビジ

などの受信に障害を与えないものでなければならない。 2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方 2 というではいて、

一、○一三及び二、○五三メガヘルツー、八一三、一、八五三、一、八九三、一、九五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、一、七七三、一、七七三、一、七七三、一、七七三、一、十二三、一、七七三、一、六一三

#### (搬送波等の条件)

第二十条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテ属二十条 受信者端子においてそれぞれ同表の下上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下上欄に掲げる区別に従い、受信者端子におい、五七メガヘルツから 1、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタルが送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガレビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガレビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガルビジョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガルビジョン放送方式となっており、かっ、一、○三五・○五、次の表別によりである。

オリオリ・ライリライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
区別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(土) 一・五メガヘルツ
	以内
二 搬送波のレベル (変調におい	次に掲げる式による
て用いられる最低周波数の周期	Aの値以上Bの値以下
に比較してじゆうぶん長い時間	$A = 47 + 101 og_1$
(通常、平均の電力が最大であ	o (Z/75)
る約十分の一秒間)にわたって	$B = 81 + 101 og_1$
平均されたレベルをいう。以下	0 (Z/75)
同じ。)	
三 搬送波のレベルと他の搬送波	当該搬送波のフベス
のレベルとの差	と隣々接の搬送波(隣接
	する搬送波に緊接する
	搬送波をいう。) のワベ
	ルとの差は三デシベル
	以内
四 搬送波のレベルと雑音 (ヘッ	(一) 搬送波の変調の
ドエンドにおける第一中間周波	型式が八相位相変調
数(受信周波数と一〇・六七八	となしてこる搬送後
ギガヘルツの局部発振周波数と	及びその搬送波に係
の差の周波数をいう。以下同	る電磁波の場合にあ

に障害を与えないものでなければならない。 は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信がら選定しなければならない。この場合において、その周波数は、から選定しなければならない。この場合において、その周波数のうち放送の搬送波の受信者端子における周波数を使用する有線テレビジョン大となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○

二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツー、八一三、一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、一、九三三、一、七七三、一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七七三、一、六一三、一、六五三、一、六九三、

## (搬送波等の条件)

下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。 第二十六条の十 受信者端子において、大式が標準衛星デジ第二十六条の十 受信者端子において、大式が、大の表しビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表いが送っている」、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使五メガヘルツがよりにより、カースが表の十 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジ第二十六条の十 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジ

一 村に打ける多件に近台でですの一力におい力に力し	プレオレブレブレ
区別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(土) 一・五メガヘルツ
	以内
二 搬送波のレベル (変調におい	次に掲げる式による
て用いられる最低周波数の周期	Aの値以上Bの値以下
に比較してじゆうぶん長い時間	$A = 47 + 101 og_1$
(通常、平均の電力が最大であ	o(Z/75)
る約十分の一秒間)にわたつて	$B = 8 \ 1 + 1 \ 0 \ 1 \ o \ g_{1}$
平均されたレベルをいう。以下	<sub>0</sub> (Z/75)
同じ。)	
三 搬送波のレベルと他の搬送波	当該搬送波のワベル
のレベルとの差	と隣々接の搬送波(隣接
	する搬送波に隣接する
	搬淑寂めいら。) のフベ
	ルとの差は三デシベル
	以内
四 搬送波のレベルと雑音(ヘッ	(一) 搬送波の変調の
ドエンドにおける第一中間周波	型式が八相位相変調
数の搬送波の入力端子から受信	となっている搬送波
者端子までのものであして、当	及びその搬送波に係
該搬送波の周波数を含む二八・	る電磁波の場合にあ

	1	にるる放六式レかョ	2	S.I.	Lul	
区別	保安は	には、前は な選子のと などをのの は、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、前は には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	カーカの(でで) (でで) (でので) (でので) (でので) (でので) (でので) (でので) (でので) (でので) (でので) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (	大談様 大政のののののののののののののののののののののののののにいるののにいるののににいるののにになるのににるるののとにいるるのとと	下、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一	した当人 幅限の の 写字 がま
	装置又は	頃の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	他の妨けるへがれるへが中間周波を端子は	(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、のののである。 別図のにももにも、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に、(人)に	である。 療法液のレベルと妨 療法液のレベルと妨 ボエンドにおける第 数の療法液の入力端 者端子までのもので 表療法液の周波数: ・ 八六メガヘアツの の範囲にあるものに のたとの治	歌子送犬 大田 できまた あって まま 大田 にっ 投 さい ローク ガ くし りん くん しょく ない べく ない でき がり 項 うろ カバ 海 別 別 選り 海
	受信用光	四の項の項の項の項の項の項の項の項の項の項のの項のの項のの可のの可のの可のの可のの	その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘッドエンドにおけ(いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子かる第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限ら受信者端子までのとい、判価のでもないが	、 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンドにおけるの反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第八において同じ。)による電磁波のレベルとの港	、	て。)の教技成の人の場下から気信者端子またのものためした、信者端子またのものためためた人、人間教養法波の周波数を含む二人・人六メガヘルツの周波数帯偏の範囲にあるすべてのものに履る。)のレベルとの接(療法波のレベルを減数として求められのレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。)
	保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子	には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。 には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。	その他の妨害液及びひずみ	核機 被形式	申波(~一十一段)(~一十四回回) かったい みらる 次に がられ、 できない がられい できない がい がい がい がい がい がい がい かい	1.00にのこれがある。 なりのにいい お教も概める 一世教の でいい ないない でいい こ 帯に 波れの いい
条件	一の出力は	適用しない。 一、○三五・一、○三二十、○三二十、○三二十、○三二十、○三二十、○三二十、○三二十、○三二十	要像、音響又はデュー 事次ない。 生みない。 と。	十 <u>別</u>	当に世	ハシニ型と及るのべ
+F	- 子	に な な 大 に な 大 に た に た に た に た に た に た に に た に た に に た に に た に た に に た に に に た に に に に に に に に に に に に に	映像、音声その他の響又はデータに障害 等又ないものである 与えないものである と。	別図第八四	単一周波数に書にあっては、コデッベル以下	フへは、(一) 一一アンペル以下 (二) 搬送波の変調の 型式が四相位相変調 型式が四相位相変調となっている療送波に係 及びその療送波に係 る電磁波の場合にあ っては、(一) ハデッ
		で、五メガヘルツの五メガヘルツから二、○五メガヘルツから二、○大の各号に掲げばまって満げればある情に掲げばある場合する場がである。	を輝め りゅうしょ	で示す値以	() %	(一) 一一 7 7以下
		場掲掲ョへ送線ル合げげン○方テツ	E いる 単	又	花一	7 の調波係あシ

		•	•	
2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジュン放送方式となつており、かつ、一、□三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テルビジョン放送又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○六となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、○六となつており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となつており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となっており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となっており、かつ、一、○三五・○五メガヘルツョン放送方式となっており、かっとは、前項の表の四の項の規定は、適用しない。	七 その他の妨害波及びひずみ (いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	大 搬送液のレベルと当該搬送液の反射(ヘッドエンドにおけるの反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。)による電磁波のレベルとの搭	五 搬送波のレベルと妨害液(ヘッドエンドにおける第一中間周ッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二人・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。)のレベルとの差	八六メガヘルツの周波数帯幅の 範囲にあるすべてのものに限 る。)のレベルとの差 (搬送波の レベルを減数として求められる 値とする。以下この表の次の項 及び六の項並びに次項において 同じ。)
用しない。 用しる場合に 用ける場合に 相ける場合に 相ける場合に 相ける場合に 相ける はいる。 にもいる。 はい。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	映像、音声その他の音響又はデータに障害を 与えないものであること。	別図第四で示す値以下	単一周波数による妨害にあつては、(一) 一 三デシベル以下	っては、(一) 一一デッペル以下 ッペル以下 (二) 搬送波の変調の 型式が四相位相変調 となっている搬送波 及びその搬送波に係 及びその場合にあ っては、(一) 人デッ

及びその搬送波に係る電磁波の場合にあっては、(一) カデシ		及びその搬送波に係め 電磁波の場合にあるては、(一) カデッ	
いて、搬法波の変調の型式が四相位相変調型式が四相位相変調となっている搬送波とがいる。	<b>承</b> る。)のアヘアとの差	いて、搬送成の変調の型式が四相位相変調となっている搬送液	吸る。)のアベアとの治
(二) 受信者端子にな	幅の範囲にあるすべてのものに	(二) 受信者端子にお	幅の範囲にあるすべてのものに
	八・八六メガヘルツの周波数帯		八・八六メガヘルツの周波数帯
の画家成の修正にあっては、(一) 一五デ	人乙端十年(282~8)へ、 当紫藤 米海 の 囲 海 教 を合き 二	の画家成の修正であ しては、(一) 一五子	人乙編十8~2~2~8~~ 当
文 5 代の 仮対 及 7 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3	ン電子がで対信氏方伝校被画の 1 寸重いすんで4 でんず(A	文 5 代 5 衰 材 夜 7 余 2 作 4 分 音 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4	乙烯十2,0 文信氏元伝気ਲ画の一、1 寸引レナルで、6 はんず ()
てなっている観泳波	る第一中間周波数の搬送波の入 カ畑マから 単信用氷信光計量の	てなっている観泳技	る第一中間周波数の搬送波の入した。 おおくから 単信 おんにば はまんしょう おんしょう おんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしゃく しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしゃく ひまり しょうしょう しょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょくりょく しょくりょく しょくりょく しょくり しょく しょくり しょくり
型式が八相位相変調	ルと雑音(ヘッドエンドにおけ	型式が八相位相変調	アと雑音(ヘッドエンドにおけ)
いて、搬送波の変調の	を用いた算出した療法波のフベ	,	を用いた算出した概法波のフベ
(一) ゆ信 据	一 総務大臣が別に告示する方法	(一) ゆ信 据 4 に な こ (一)	7.373
× F	コ 受信用光伝送装置の入力端子	× F	受信用光伝送装置の入力端子
	疌		老
	てのものに限る。) のレベルとの		たのものに限る。)のレベアとの
	の周波数帯幅の範囲にあるすべ		の周波数帯幅の範囲にあるすべ
	数を含む二八・八六メガヘルツ		数を含む二八・八六メガヘルツ
	のであつて、当該搬送波の周波		のであして、当該搬送波の周波
	力端子から受信者端子までのも		力端子から受信者端子までのも
	展置又は受信用光伝送装		装置又は受信用光伝送装置の出
(一) 二四デシベル以下	二 搬送波のレベルと雑音(保安	<ul><li>(一) 二四デシベル以下</li></ul>	1 搬送波のレベルと雑音(保安
(学) ニナツ   ベイ以下		(学) パナツ	
		の画家安の参加での一名 (1)・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	
及びその搬送波に保し		及びその搬送波に除しる手がではない。	
となっている概法波		でなっている概法波	
型式が四相位相変調		型式が四相位相変調	
_		いて、搬送波の変調の	
(二) 受信者端子にお	に限る。)のレベルとの差	(二) 受信者端子にお	に限る。)のレベルとの差
ツベラ以下	帯幅の範囲にあるすべてのもの	シベル以下	帯幅の範囲にあるすべてのもの
っては、(一) 一四デ	_	しては、(一) 一回デ	二八・八六メガヘルツの周波数
る電磁波の場合にあ	て、当該搬送波の周波数を含む	る電磁波の場合にあ	て、当該搬送波の周波数を含む
及びその搬送波に係	置の出力端子まぐのものぐあし	及びその搬送波に係	置の出力端子まべのものべあし
となってこる搬送波	装置まで、又は受信用光伝送装	となっている搬送波	装置まで、又は受信用光伝送装
型式が八相位相変調	数の搬送波の入力端子から保安	型式が八相位相変調	数の搬送波の入力端子から保安
いて、搬送波の変調の	ドエンドにおける第一中間周波	いて、搬送波の変調の	ドエンドにおける第一中間周波

放送等を行う有線放送設備に係る条件第五節 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン	当該機送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	二 搬送波のレベルと雑音(受信 (一) 二四デシベル以下 用光伝送装置の入力端子から受 ほせばてもんのもんになった
	当	二 搬送波のレベルと雑音(受信 (一) 二四デシベル以下 用光伝送装置の入力端子から受
放送設備に係る条件第二款 標準テレビジョン放送方式による有線役務利用	第二十六条 削除第二十四条 削除	

削除

(搬送波の周波数)

第二十六条の二 義務再送信等の映像信号搬送波の受信者端子に第二十六条の二 義務再送信等の映像信号搬送波の受信者端子に第二十六条の二 義務再送信等の映像信号搬送波の受信者端子に第二十六条の二 義務再送信等の映像信号搬送波の受信者端子に

区別

周波数 (単位メガヘルツ)

施設」とあるのは「コンバータを使用する有線役務利用放送イ及び同表十二の項下欄(二)イ中「コンバータを使用する

設備」と、同表四の項下欄(一)中「A=62+101og

う。以下同じ。)」と、同表四の項下欄(一)、同表八の項

調包絡線の最高尖頭における映像信号搬送波のレベルをい

下欄(一)、同表十一の項下欄(一)、同表十二の項下欄(一)

搬送波のレベル」とあるのは「映像信号搬送波のレベル(変る有線役務利用放送設備」と、同表四の項上欄中「映像信号

のに限る。)をいう。以下この表において同じ。)を使用す

まで及び次項において同じ。」と、同表八の項上欄中「同時おいて同じ。」とあるのは「以下この表の次の項から十の項

の表の次の項から十の項まで並びに次項及び次条第二号にム)とする。以下同じ。)」と、同表七の項上欄中「以下こ

75 (Zは、出力端子の定格出力インピーダンス (単位オー

10Z - 75」とあるのは「A=62+101 o g10Z -

再送信」とあるのは「同時再送信(他の電気通信役務利用放

(搬送波の周波数等)

第二十一条 ョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七2二十一条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジ あるのは「コンバータ(受信設備に属する装置であって、信のに限る。以下この表において同じ。)を使用する施設」と 下同じ。)」と、同表三の項下欄(一)中「コンバータ(映マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以 備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条 像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するも 号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するもの 像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するも 場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カ 出する装置であって、当該有線役務利用放送の主たる送信の 波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送 とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁 務区域」と、 設備」と、同令第二十六条の四中「施設区域」とあるのは「業 六条の五中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送 有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同 るのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であって、 務再送信等以外の場合であつて、受信者端子において」とあ おいて、これらの規定中「有線テレビジョン放送」とあるの の三から第二十六条の五までの規定を準用する。この場合に ○メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設 メラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、 じ。)において」と、同令第二十六条の三第二項及び第二十 は「有線役務利用放送」と、同令第二十六条の三第一項中「義 同条第一項の表一の項下欄中「ヘッドエンド」 映信

世及の七八世・一世 (いずれも (土) 〇・ (ユニナルナ <b>く</b> キ)	
111	
· _ H,	
六九九・二五、七〇五・二五、七 六九九・二五、七〇五・二五、七	
.五、六八七・二五、六九三	
. 五、六六九・二	
1、大五一・二五、六五七・二	
开开	
六一五・二五、六二一・二五、六二七・二	
1五、六〇三・二五、六〇;	
二五、五八五・二五、五九一・二五、五九	□⊳
五、五六七・二五、五七三・二五、五七九・	放送を行う場
五四九・二五、五五五・二五、五六一・二	テレビジョン
一・二五、五三七・二五、五四三・二五、	送番組の有線
-九・二五、	形に
五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・	ビジョン多重
四八三・二五、四八九・二五、四九五・二	放送又はテレ
七・二五、四七一・二五、四七七・二五、	テレビジョン
二五、二〇五・二五、二一・二五、二一	波を使用する
八九・二五、一九三・二三	る周波数の電
一七一・二五、一七七・二五、一八三・二	ヘアツを超れ
九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、	ば × ○○三 こ
	送を行う場合
	フビジョン放
	湽
	送に係る放送
	ジョン多重放
でを含む。)	送又はテレビ
(小) 王二	フバジョン放
1、二〇五・二五	を使用するテ
五、一九三・二五	周波数の電波
ī、一七七・二五、一八三	ヘルツ以下の
九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、	- 三〇〇メガ

第 選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一 号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちからルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の映像信 放送方式となつており、かつ、九○メガヘルツから七七○メガヘ ツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数 ○メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七○メガヘル <del>-</del> 限りでな (外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、 条 受信者端子にお いて、 送信の方式が標準テレビジョン ح 七 第

九 五. • 六 五 <u>=</u> 五. -七・二 七: Ξ. 七二 三 -九 <u>·</u> · • · • · · <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> · 三 五 茧 芄 五、 五五 荚 Ŧ, 五、二七: Ŧ, 五、三八五 五、三三七・二 五、三一三・一 五、一九三・一 五. 六九五・二六五・二 四八三・二 三六一・一 五七九 五. 五. 五三 五〇七・一 四〇九・一 七二三・1 六二七・1 六〇三・ 四三三・一 一八九・一 一六五・一 四五. 七: 七・一 <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> b 五 五 五、四一五、二五、四二十二五、 五、四三九・二五、四四五・二五、 五、四六三・二五、四七・二五、 五、五二三・二五、五十・二五、 五、五二二・二五、五十・二五、 五、五八二・二五、五十・二五、 五、五八二・二五、五十・二五、 五、六〇九・二五、十二十・二五、 五、六〇九・二五、十二十・二五、 五、六〇九・二五、十二十・二五、 五、六二十・二五、十二十・二五、 五、六八十・二五、十二十・二五、 五、十二十・二五、十二十・二五、 五、七二九・二五、十二十・二五、 五、七二九・二五、十二十・二五、 五、七二九・二五、十二十・二五、 荚 五五五五五五五五五五五 五五 五、三四三・ 聂 五、一 荚 荚 三六七・二 三九一・-三九: 七七・二 九 九九・一 七一: 二七: 五. <u>.</u> 荚 五、一 五 |五、三七三・二五、三七||五、三四九・二五、三五 五、三〇一・ 五、二〇五・二五、一 、五四三· 、五九一· 、五九一· 、六一五· 、六一五· 、六六三九· 二五、五五、五九 七三五· 二五、六六二 五、六二五、六二 五、六二五、六二 七二五、六二 七二五、六二 七五九・二五及び七 三五: 三九七・1 〇九 • 二 一七七・二 八三・一 五七・二 五三・二 五 莱 五、一 五、三 五、三〇 メガ 五. 五四四〇七五

らない。
一前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければなが前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行

2

2

二メガヘルツを超え四七○メガヘルツ未満の周波数を使用する かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用おいて、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、 とが適当と認めたものについては、この限りでない 場合であつて、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用するこ ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二 ける周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。 する有線テレビジョン放送の映像信号搬送波の受信者端子にお 送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、米の三(義務再送信等以外の場合であつて、受信者端子に

一十六条の三

受信者端子に

六五・二 - 七三 三三三 五 五 五 九五一七 -----Ξ. 七・二 七二 三 : 七: Ξ -九 <u>·</u> 五 九 <u>-</u> 五. -九 <u>·</u> 五. 九 <u>-</u> 九・二 九一・二五、 <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> 五 五 五 五 並 五 並 **五**五五五五五五 五 五 五 五 荚 荚 五、二八九・二 五、二六五・1 五、 五、二七: 二五(いずれも(片五、七四七・二五、 三三七・二 三六一・一 三 三 : 一世五・二五、 九七・二五、 九三・一 五 五 五、一 荚 五、三一九・一 (±) O·O1] 三四三・二 三六七・一 一二七・二五、 一九五・一 三三二五、 九九・二五、一 ○三・二五、 ==: 七一・二五、一 七七・二 五一・二五、 一五、七五九・二二五、七三五・二二 茧  $\overline{\Xi},\overline{\Xi},\overline{\Xi},\overline{\Xi},\overline{\Xi},\overline{\Xi},$ **莱莱莱莱** 五、三四九 荚 Ŧ. Ŧ, Ŧ, Ŧ, ΞĘ 一までを含む。) 三五 七六六六二・二 三九七・一 <u>=</u> <u>-</u> : 六二 九 九 五五九一七 五四三・一 五 四 四 一 九 七 九 五 一 四 二 · 四 一 〇 九 ・ 二 <u>一</u> 五 三三 光一: 七一・ニ 四五 七七七 八三・ 七三・一 五三 五七・一 <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> <u>.</u> 五 五 五、七 五及び七 荚 五五五五五五五五五五 至至 聂 聂 荚 荚 Ŧ, メガ 三三七五 三元 七六六六一九六四 六五五五五五四四四二九七四二〇七五二

の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならな 前 項の周波数は、 当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他

	-	
	_ (	
	5+1010	
	$A = 6 \ 2 + 1 \ 0 \ 1 \ 0 \ g_{10} \ (Z / Z)$	
	値以上Bの値以下	
	する <u>有線放送設備</u> の場合にあた たけ、%に掲げるポによるの	
7	送等の受信にコンバータを使用	/
		四、甲像信号搬送波の
周波数の電磁波のフィー・ボール		周波数の電癈波のフェネサ新プラン
	三デシベル以下	波の周波数と等しい
	<u></u>	て、その映像信号搬送
		ルツまでの間におい
	长	ツから(+) 四メガヘ
	にあしては、(+)ニアシベアが	(一) 五〇〇キロヘア
	を使用する有線放送設備の場合	
	る。以下この表において同じ。)	性(映像信号搬送波の
	数に密模して出力するものに関	までの総合周波数特
	信号搬送波の周波数を他の周波	端子から受信者端子
		褒
11	(一) 当該有線テレドジョン#	コーヘジズインズの罪
の許容化		の許容偏差
搬送波		搬送波の周波数間隔
にない		これに伴う音声信号
」	(土) ニキロヘルツ以内	二 映像信号搬送波と
-	※ 1750のでは、 型で行るの値)	
	「	
田田	ベーンコン・アングロン・アンドン 多の 素の 最 みの 巻の きょう でき かいきょう かいきょう かいしょう かいしょ かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう はんしょう しょう かいしょう かいしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょう	
l	一〇キロヘルツ以内(へ	一 映像信号線送波の
区別	条件	区別
	ない。	するものでなければならない。受信者端子においてそれぞれ、受信者端子においてそれぞれでそれぞれがない。
	一、可泉☆ / ∵ ジョ / 女 生辛 ) 殳キカ゚つ、九○メガヘルツから七七○メガ	レイミぎつ 引皮女 ごも月 放送方式となつており、か
	ねいて、送信の方式が標準テレビジョ	第二十二条 受信者端子にな
		大〇メガヘルツから七七〇メガヘカ〇メガヘルツから七七〇メガヘカ〇メガヘルツから七七〇メガヘ有線テレビジョン放送等の搬送液(、次の表の上欄に掲げる条件に適合を行われる界象信中憲法は「四人アン以内」  「一)

	外にある場合におけ		外にある場合におけ
	う放送局の放送区域		う放送局の放送区域
	ジョン多重放送を行		ジョン多重放送を行
	ョン放送又はテレビ		ョン放送又はテレビ
	送事業者のテレビジ		送事業者のテレビジ
	区域の全部が一の放		区域の全部が一の放
	のレベルとの差 (施設		のレベルとの差 (業務)
	べてのものに限る。)		べてのものに限る。)
	帯幅の範囲にあるす		帯幅の範囲にあるす
	メガヘルツの周波数		メガヘルツの周波数
	波の周波数を含む四		波の周波数を含む四
ては、(一)三八デシベル以下	のであして、当該搬送	ては、(一)三八デシベル以下	のであるて、当該搬送
(二) (一) 以外の場合にある	受信者端子までのも	(二) (一) 以外の場合にある	受信者端子までのも
(一) 四〇デシベル以下	送波の入力端子から	(一) 四〇デシベル以下	送波の入力端子から
する施設の場合にあしては、	エンドの映像信号搬	放送設備の場合にあっては、	エンドの映像信号搬
送の受信にコンバータを使用	アベラン雑母(ヘシド		アベラン雑畑(ヘシア
<b>(一)</b> 当該有線テブビジョン 放	八 映像信号搬送波の	(一) 当該有線一般放送の受信	ハ 映像信号線送波の
	ない人回じ。)		ない人回じ。)
(一) 三デシベル以下	項及び次条第二号に	(一) 三デシベル以下	項及び次条第二号に
ては、(一)一四デシベル以上	十の項まで並びに次	ては、(一) 一国デシベア以上	十の項まで並びに次
(二) (一) 以外の場合にある	この表の次の項から	(二) (一) 以外の場合にある	この表の次の項から
以上 (一) 九デシベル以下	られる値とする。以下	以上(一)九デシベル以下	られる値とする。以下
あしては、(一) 一四デシベル	<b>ルや減数として求め</b>	あしては、(一) 一国デシベラ	アや演数として求め
号搬送波が使用される場合に	像信号搬送波のレベ	号搬送波が使用される場合に	像信号搬送波のレベ
$\overline{}$	波のレベルとの差(映	$\overline{}$	波のレベルとの差(映
((土) 四七キロヘルツまで	に伴う音声信号搬送	((土) 四九キロヘアシまた	に伴う音声信号搬送
より一、五〇〇キロヘルツ	レベルと当該搬送波	より一、五〇〇キロヘルツ	フベラと当該搬送
	七 映像信号搬送波の	(一) 音声信号搬送波の周波数	七 映像信号搬送波の
ては、一〇デシベル以内		ては、一〇デシベル以内	
(二) (一) 以外の場合にある		(二) (一) 以外の場合にある	
ツベル以内	の差	シベル以内	の差
以内の場合にあっては、三デ	<b>号搬送波のレベルと</b>	以内の場合にあっては、三デ	・病滅液のフベラと
間隔が六・○四六メガヘルツ	フベラと旬の緊褌信	間隔が六・○四六メガヘルツ	フベイン街の果像信
一   一   一   一	六 映像信号搬送波の	(一) 映像信号搬送波の周波数	六 映像信号搬送波の
	じ。)		じ。)
	項第一号において同		項第一号において同
	によるものを除く。次		によるものを深く。次
	源に起因する電磁波		源に起因する電磁波
一分画において、国ノン・シャ次で	世、来家品も製材成のサイベルの多動(交流電		世の疾病にも嫉妬成のサイベルの変動(交流電
		- 八畳でおいた 目ができられ	
$B = 8.5 + 1.0 log_{10} (Z/$		$B = 8.5 + 1.01 \circ g_{10} (Z / 7.5)$	
75)		75)	

$201 \circ g_{10} [(a-b)/a]$	り、一の変調波が他の	絡線の最低値における振幅とす	
(一) 四二デシベル以下	特性の非直線性によ	bは、映像信号搬送波の変調包	
掲げる式により求められる値が	合において、増幅器の	°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°°	承
<b> 地設の場合にあしては、次に</b>	で同時に増幅する場	絡線の最高値における振幅とす	像信号搬送波の変調
送の受信にコンバータを使用す	変調波を一の増幅器	aは、映像信号搬送波の変調包	寒をいう。) による联
<ul><li>(一) 当該有線テレビジョン放</li></ul>	十一 混変調 (二以上の	<b>デシベル</b>	よつて変調される現
	同じ。)との差	$201 \circ g_{10} [(a-b)/a]$	変調波の変調信号に
	う。別図第二において	以下	り、一の変調波が他の
	電癈波のワベルをい	られる値が (一) 四二デシベル	特性の非直線性によ
	の最高尖頭における	ては、次に掲げる式により求め	合において、増幅器の
	のレベル (変調包絡線	する <u>有線放送設備の場合にあつ</u>	で同時に増幅する場
	同じ。)による電磁波	送等の受信にコンバータを使用	変調波を一の増幅器
	る。別図第二において	(一) 当該有線テレビジョン放	十一 混変調 (二以上の
	端子までのものに限		同じ。)との差
	入力端子から受信者		う。別図第十において
	の映像信号搬送波の		電磁波のフベラをい
	の反射(ヘッドエンド		の最高尖頭における
	ワベアと当該搬送波		のレベル(変調包絡線
別図第二で示す値以下	十 映像信号搬送波の		同じ。)による電癈波
	の差		る。別図第十において
	て同じ。)のレベルと		端子またのものに限
	深へ。別図第一におい		入力端子から受信者
	しい周波数のものを		の映像信号搬送波の
	波の周波数の差に等		の反射(ヘッドエンド
	のうち、これらの概法		レベカと当該搬送波
	互変調による電磁波	別図第十で示す値以下	十 映像信号搬送波の
	音声信号搬送波の相		レベルとの差
	波(色信号副搬送波と		九において同じ。)の
	下同じ。)による電磁		のものを除く。別図第
	生する現象をいう。以		の差に等しい周波数
	性により、電磁波が発		のの搬送波の周波数
	幅器の特性の非直線		る電磁波のうち、 <pre>これ</pre>
	する場合において、増		送波の相互変調によ
	増幅器が同時に増幅		搬送波と音声信号搬
	以上の搬送波を一の		よる電磁波(色信号副
	レベルと相互変調(二		レベルと相互変調に
別図第一で示す値以下	九 映像信号搬送波の	別図第九で示す値以下	九 映像信号搬送波の
	信によるものを除		送によるものを除
	多重放送の同時再送		多重放送の同時再放
	送又はテレビジョン		送又はテレビジョン
	41		者のテレビジョン放
	る当該一の放送事業		る当該一の放送事業

及び八の項の規定は、適用しない。 となつており、かつ、九〇メガヘルとなつており、かつ、九〇メガヘルとなっており、かつ、九〇メガヘルとなったで、それぞれ当該各号の表の上欄にの表の下欄に掲げる条件に適合するの表の下欄に掲げる条件に適合する。	十二 次流電源に起因 する電磁波による映 後	
及び八の項の規定は、適用しない。 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式	る値が(一)四〇デシペル以下 十一の項の式により求められ る値は、次のとおりであること。 (一) 電源の周波数が五〇ヘルツ の場合 イ 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、 (一) 五〇デシベル以下 (二) 電源の周波数が六〇ヘルツ の場合 イ 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、 (一) 五〇デシベル以下 (二) 電源の周波数が六〇ヘルツ の場合 イ 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、 (一) 四〇シベル以下 下 保欠工は音声その他の音響に障害を与えないものであること。	る。 (二) (一) 以外の場合にあつ ては、(一) の式により求められ
十川 べの色の労働済	十一	変調波の変調信号に よって変調される現 象をいう。) による映
十川 べの店の労働済	る。 b は、映像信号療法波の変調包 路線の最低値における振幅とする。 (二) (一) 以外の場合にあっては、(一) の式により求められる値が (一) 四〇デシベル以下十一の項の式により 求められる値は、次のとおりであること。(一) 電源の周波数が五〇ヘルツの場合 イ 当該有線テレビジョン技法の受信にコンバータを使用する施設の場合にあつては、(一) 五二デンベル以下ロ イ以外の場合にあっては、(一) 五のデシベル以下ロ イ以外の場合にあっては、(一) 世級有線テレビジョン放送の受信にコンバータを使用する施設の場合にあっては、(一) 四二デンベル以下ロ イ以外の場合にあっては、(一) 四二デンベル以下ロ イ以外の場合にあっては、(一) 四二デンベル以下ロ イ以外の場合にあっては、(一) 四二デッベル以下	デッベル a は、映像信号搬送波の変調包 絡線の最高値における振幅とす

が (一) 四 (一) で (一	映像信号搬送波の1 次ルと雑音 (受信用光信 送装置の入力端子が 送装置の入力端子が 1 を表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	総務大田が別に告示する方法を用いて示する方法を用いて 算田した界像信事機	デー(一) ガッベニ スト	映像信号機送波のレベルと雑音(受信用光伝ベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から、受信者指子までのもの	総務大田が別に告示する方法を用いて、京する方法を用いて、第出した現象信号譲渡に対するに入って雑せ
	条件	区別		条件	区別
	の入力端子	二 受信用光伝送装置の入力端		の入力端子	信用光伝送装置
		<b>吟</b> 深へ。)			<b>%</b> 深へ。)
		再送信によるもの			再放送によるもの
		ン多重放送の同時			ン多重放送の同時
		送又はテレビジョ			送又はテレビジョ
		のテレビジョン放			のテレビジョン放
		該一の放送事業者			該一の放送事業者
		る場合における当			る場合における当
		の放送区域外にあ			の放送区域外にあ
		放送を行う放送局			放送を行う放送局
		テレビジョン多重			テレビジョン多重
		ビジョン放送又は			ビジョン放送又は
	以下の場合			以下の場合	放送事業者のテレ
<u>~</u>	超え (一) 四五デシベン			超え(一)四五デシベル	区域の全部が一の
	が(一)五七デシベルを			が(一)五九デシベルを	ベルとの差(業務
善 デシベア	アと雑音のフベルとの気		<b>ヹ</b> ツベラ	ルと雑音のレベルとの差	ものに殴る。) のフ
入 (一) 国口	映像信号搬送波のレイ		(—) <u>ш</u> <u></u>	映像信号搬送波のレベ	囲にあるすべての
	ル以下の場合	の周波数帯幅の範		ル以下の場合	の周波数帯幅の範
<i>}</i> .	の差が (一) 五九デシ	含む国メガヘルツ		の差が (一) 五九デシベ	含む四メガヘルツ
	おいて同じ。)のレベル。	数名		おいて同じ。)のレベルと	搬送波の周波数を
	のに限る。以下この表に	のがあるて、当該		のに限る。以下この表に	のかあると、当該
<u> </u>	の範囲にあるすべてのこ			の範囲にあるすべてのも	出力端子までのも
	ガヘルツの周波数帯域			ガヘルツの周波数帯域幅	信用光伝送装置の
*	送波の周波数を含む四メ				装置まで、又は受
薨	のものであって、当該			のものがあして、当該搬	入力端子から保安
	端子から受信者端子まで			端子から受信者端子まで	映像信号搬送波の
力   以下	受信用光伝送装置の出力		以下	-	(ヘッドエンドの
	ルと雑音(保安装置又)	のフベラと雑音	ガツベブ	ルと雑音(保安装置又は	のレベアと雑音
	映像信号搬送波のレベ	二 映像信号搬送波	(一) 四〇	映像信号搬送波のレベ	二 映像信号搬送波
1					のレベアの変動
四 <u>デ</u> ッベラ以内	間において、	一 映像信号搬送波	ベル以内	一分間において、四デシベル以内	一 映像信号搬送波
	条件	区別		条件	区別
		出力端子			
	以下同じ。)又は受				
令第二号)第十九条第一質各号こ規定するところこより设置	一頁各号こ規定する				

_			もの外孫へ。)
			の同時冉放送による
			レビジョン多重放送
			ビジョン放送又はテ
			の放送事業者のテレ
			場合における当該一
			の放送区域外にある
			重放送を行う放送局
			又はテレビジョン多
		ベル以下の場合	のテレビジョン放送
		ルを超え (一) 四五デシ	部が一の放送事業者
	以下	の差が (一) 五九デシベ	の差(業務区域の全
	ガツベア	ベルと雑音のフベルと	に限る。) のレベルと
	(一) 四四	映像信号搬送波のフ	にあるすべてのもの
		ベル以下の場合	の周波数帯幅の範囲
		との差が (一) 五九デシ	を含む四メガヘルツ
		おいて同じ。)のレベア	当該搬送波の周波数
		のに限る。以下この表に	たのものたあして、
		範囲にあるすべてのも	送装置の入力端子ま
		ルツの周波数帯域幅の	端子から受信用光伝
		周波数を含む四メガへ	像信号搬送波の入力
		であって、当該搬送波の	(ヘッドエンドの界

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン第二十三条 受信者端子において、送信の方式が超短波放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第5式が超短波放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第場合における当該有線放送の搬送波以外の周波数を使用する場合であって、当該有線放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、当該有線放送設備で行われる他の有線放送とが同時に行われる技行の大小ツまでの周波数を使用する場合において、送信の方式が標準テレビジョン第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン

メガヘルツ以下であること。周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五に位置する映像信号搬送波の周波数との差(映像信号搬送波の上側超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側

ルとの差は、(一)一○デシベル以下であること。超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベ

ョン放送等を行う有線放送設備に係る条件第六節 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送方式による有線テレビジ

重放送を行う放送局重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送ものを除く。)	にあるすべてのものに限る。)のレベルとの港 (施設区域の全部が一の放送事業者のティアジョン放送	(ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子がら受信用光伝端子から受信用光伝送装置の入力端子までもものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯偏の範囲
	映像信号機送波のレベルと維音のレベルと推音のレベルと の差が (一) 五九デシベルを超え (一) 四五デッベルの場合	であつて、当該機送波の 周波数を含む四メガヘ ルツの周波数帯域幅の 範囲にあるすべてのも のに限る。以下この表に おいて同じ。)のレベル との恙が(一)五九デッ ベル以下の場合
	デッベル(一) 四四	

二十六条の五 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジュン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七〇メガヘルツまでの周波数を使用する持線が送の搬送波は、次の各号に掲に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲述が、当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えな磁波が、当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えな磁波が、当該施設で行れる他の有線放送の受信に障害を与えな磁波が、当該施設で行れる他の有線放送の受信に障害を与えな磁波が、当該施設で行れる他の有線放送の受信に障害を与えなが、当該施設でない。

メガヘルツ以下であること。周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五に位置する映像信号搬送波の周波数との差(映像信号搬送波の上側超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側

ルとの差は、(一)一○デシベル以下であること。超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベ

ョン放送を行う施設に係る条件第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送方式による有線テレビジ

用放送設備に係る条件第三款「標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利

#### |搬送波の周波数)

第二十四条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジ第二十四条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送等の信号搬送波の受信者端子における周波数は、かの周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数のうちから選定しなければならない。

ヘルツ(一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガー、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガ

## (信号搬送波等の条件)

の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。 まの上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表表の上欄に掲げる区別に従い、 受信者端子において、 ○三五・九八メガヘルツ第二十五条 受信者端子において、 送信の方式が標準衛星テレビジ第二十五条 受信者端子において、 送信の方式が標準衛星テレビジ

条件 (土) ー・五メガヘル ツ以内 ツ以内 次に掲げる式による値 以上 57+1010g10(Z /75) ボデシベル以内 大デシベル以内 (一) 周波数選択出力装 間(練路上で複数の信 中療法波から任意の信 中療法波から任意の信 中療法波を選択する装 間であつて、選択した 信中療法波をのるいう。) を使用する有線放送酸 値の場合にあっては、 (一) ー五デンベル以 下 (二) (一) 以外の場合に		数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	カウス、当該信号搬送波の周波 あって、当該信号搬送波の周波 数を含むニ七メガヘルツの周波	間周波数の信号搬送波の入力端子から母信者端子すたのもので	四 信号搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエンドにおける第一中	三 信号搬送波のレベルと他の信 号搬送波のレベルとの差		二 信号搬送波のレベル	一 信号搬送波の周波数の許容偏 差	区別
	を使用する <u>有線放送設</u>	他の周波数に変換して出力するものをいう。)	間であって、選択した一番が決めの周波数を	号搬送波から任意の信号の強法海や選択する法	$\widehat{}$	六デシベル以内	57+101 og <sub>10</sub> (Z /75)	次に掲げる式による値 以上	)	条件

#### (搬送波の周波数)

ヘルツ(ハー)、一、一、一、五六及び一、二四一・二八メガー、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガ

# (信号搬送波等の条件)

における第一中間周波数の信号	- 信号搬送波のレベルと当該信   号搬送波の反射(ヘッドエンド   下	数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	あつて、当該信号搬送波の周波 ( 数を含むニ七メガヘルツの周波	信者端子までのもので	間周波数の信号搬送波の入力端	(ヘッドエンドにおける第一中	信号搬送波のレベルと雑音 (	号搬送波のレベルとの差	信号搬送波のレベルと他の信		<b>ن</b> ا	値	信号搬送波のレベル	差 ツ	信号搬送波の周波数の許容偏	区別	表の 工権に 猪にる 多件に 通合する もの てた。 におにたらた。 し
	別図第三で示す値以	シベル以下	(二) (一) 以外の場合に あつては、(一) 一四デ	五デシベル以下	合にあっては、(一) 一	置を使用する <u>施設</u> の場	(一) 周波数選択出力装		六デシベル以内	/75)	57+101og <sub>10</sub> (Z	値以上	次に掲げる式による	ツ以内	(土) 一・玉メガヘル	条件	ナードオにナーシナー

#### 送波の周波数等)

ガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使 ビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メ二十二条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレ 換して出力するものをいう。以下同じ。)」と読み替えるも 波数選択出力装置」とあるのは「周波数選択出力装置(線路 とあるのは「レベルとの差(信号搬送波のレベルを減数とし るのは「第一中間周波数(受信周波数と一〇・六七八ギガヘ く。)をいう。以下同じ。)」と、「第一中間周波数」とあ 画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除 ビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形 主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレ のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合 ッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送 ダンス(単位オーム)とする。)」と、同表四の項上欄中「へ ○1 og10Z·75(Zは、出力端子の定格出力インピー 中「57+1010g10Z+75」とあるのは「57+1 う。以下同じ。)」と、同令第二十六条の七の表二の項下欄 であって、有線役務利用放送の受信設備に接するものをい 子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子 線役務利用放送設備」と、同令第二十六条の六中「受信者端 とあるのは「有線役務利用放送」と、「施設」とあるのは「有 を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」 放送法施行規則第二十六条の六及び第二十六条の七の規定 用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン 置であって、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変 上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装 に次項において同じ。)」と、同表四の項下欄(一)中「周 て求められる値とする。以下この表の五の項及び六の項並び 五の項及び六の項において同じ。)」と、「レベルとの差」 ルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の して線路に送出する装置であって、当該有線役務利用放送の

ン放送方式となつており、かつ、九○メガヘルツから七七○メ ─ 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョ	放送の受信に障害を与えないものでなければならない。磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電第二十六条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用(使用する電磁波の条件)	第三章 雑則	あるすべてのものに限る。)のレベルとの差	メガヘルツの周波数帯幅の範囲に	1 1		一	1 神中養状食のこべごと養材(原)の子科	るすべてのものに限る。)のフベアートの帯	ガヘルツの周波数帯幅の範囲にあ	信号搬送波の周波数を含むニ七メ	力端子までのものであって、当該	力端子から受信用光伝送装置の入	第一中間周波数の信号搬送波の入	ルと雑音(ヘッドエンドにおける	λ.	一 総務大臣が別に告示する方法を	지원	二 受信用光伝送装置の入力端子	限る。)のアベアとの差	※ 同ココーコング こうごうご 神晶の絶圧に やめ かんたの かのに	、めつて、国家信方製材図の国家 巻や今は「十メガヘアシの国海拳	乙盾上のの対信布盾上来でのもの以前のは、(アード状での音楽学の団)	大装置人は受信用光伝法装置の出してお出てから発信を指するとは受信用光伝法装置の出して	二 信号搬送波のアベアと雑音(保 十 注目 に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に	のレベルとの差	範囲にあるすべてのものに限る。)	1 .	て、当該信号搬送波の周波数を含
メガヘルツから七七〇メーアジタル有線テレビジョ	ればならない。 は備で行われる他の有線 び周波数帯幅は、当該電 びョン放送等以外の用						以下									以下 	(一) ー ナデシベル	条件							<ul><li>(一) 川国アシベラ以</li></ul>				
ン放送方式【第二十六条の十六第三項及び第四項に規定する信五.受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョ	に障害を与えないものでなければならない。波が当該電磁波を使用する施設で行われる他の波が当該電磁波を使用する施設で行われる他の第二十三条 次の各号に掲げる有線テレビジョン(使用する電磁波の条件)		あるすべてのものに限る。)のレベルとの差	メガヘルツの周波数帯幅の範囲に	1 1	信者端子まぐのものであって、当	一 信ヶ坂公奴のアンアの権用(文信用光伝送装置の入力端子から受	一神神神子に入れる神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神	るすべてのものに限る。) のフベアトの帯	ガヘルツの周波数帯幅の範囲にあ	信号搬送波の周波数を含むニ七メ	力端子までのものであって、当該	力端子から受信用光伝送装置の入	第一中間周波数の信号搬送波の入	ルと雑音(ヘッドエンドにおける	用いて算出した信号搬送波のレベ	一 総務大臣が別に告示する方法を	区別	二 受信用光伝送装置の入力端子	限る。)のレベルとの差	が 1 1 1 1 / バード ごうごう	でありて、当家信を表达成の画成数を含む、土水ガヘアンの画演数	スピージン区に右尾上のこのもの とののでは、10mmでは、10mmである。 とのでは、10mmでは、10mmである。	女装直又は受信用光伝法装直の出 ・	二 信号搬送波のフベアと雑音(保土・ボルー、 にここに にいい にいい にんしん はいい にんしん はいい にんしん はい にんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん	のレベルとの差	範囲にあるすべてのものに限る。)	, ,	て、当該信号搬送波の周波数を含
項及び第四項に規定する信がデジタル有線テレビジョ	ければならない。 レベル及び周波数帯幅は、当該電磁レベル及び周波数帯幅は、当該電磁る有線テレビジョン放送以外の用途						以下 									以下	(一) 一六デシベル	条件						7	<ul><li>(一) 二国デシベラ以</li></ul>				

ガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

- 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等ン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メ二 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョ
- 有線テレビジョン放送等で見るでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーでは、アンドーのでは、アンドーでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーのでは、アンドーがは、アンドーでは、アンドでは
- ョン放送等
  ○六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジ○六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジ方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送
- までの周波数を使用する有線テレビジョン放送等式となつており、かつ、九○メガヘルツから七七○メガヘルツ五.受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方
- ビジョン放送等一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレー、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレ送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから、一受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放

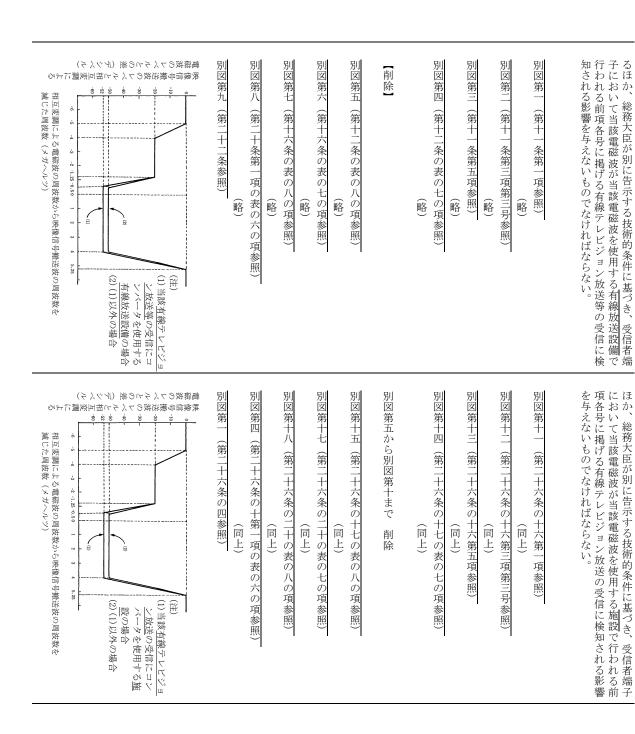
- 数を使用する有線テレビジョン放送おり、かつ、九○メガヘルツから七七○メガヘルツまでの周波号により搬送波を変調する方式をいう。以下同じ。) となつて
- ↑ を賃貸端さしるいことで言うすだぶ票售賃売ごジャレーンでガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送ン放送方式となつており、かつ、九○メガヘルツから七七○メ〜 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョ
- 式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツ 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送 三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送 星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつて 星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつて 星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつて 星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつて 遅続に続いて、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送

までの周波数を使用する有線テレビジョン放送

- 六・四MHz」とする。)をいう。以下同じ。)となつており、用いる場合は二七MHz、電力拡散信号を用いない場合は二 準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・ 送衛星局に係るものに準拠する方式(標準テレビジョン放送 テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち放 送方式(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関 方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準 の周波数の電波を使用する放送衛星局(高精細度テレビジ 方式のうち一一・七ギガヘルツを超え一二・二ギガヘルツ以下 かつ、一、○三五・九八メガヘルツから一、三三一・五○メガ 信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送及 する場合を含む。)、標準テレビジョン文字多重放送に関する送 び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準 送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送及 する送信の標準方式、標準テレビジョン音声多重放送に関する データ多重放送に関する送信の標準方式第六条において準用 ン・データ多重放送を行うものを除く。)に係るもの又は標準 、ルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送 (デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第十一条(標 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放
- る電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定による 2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用す

2

する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によい前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用



【以下略】

|--|